

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で、生活資金でお悩みの皆さまへ

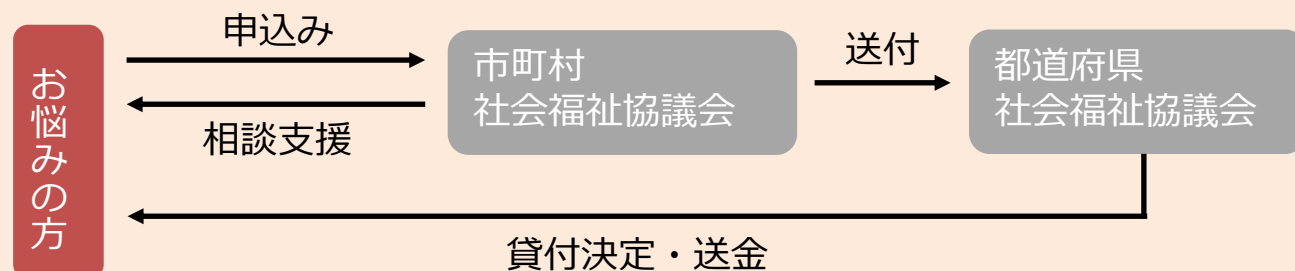
## 一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

### 貸付手続きの流れ



**受付期間：令和4年8月末まで** ※土曜、日曜、祝日、12/29～1/3は除く  
**総合支援資金（再貸付）については、令和3年12月末まで**

※年末の窓口受付は、原則として12月28日(火)までとなっています。

なお、年末の詳しい営業時間をはじめ、総合支援資金の申込み手続き（申込みには自立相談支援機関の利用が必要です）や、郵送での対応方法等については、お早めに各市町社会福祉協議会にお問い合わせください。）

**受付開始日：令和2年3月25日(水)**

**お問合せ先：お住まいの市町の社会福祉協議会**（別紙一覽参照）

**実施主体：栃木県社会福祉協議会**

### 留意事項

- 世帯単位での貸付となります。
- 市町社会福祉協議会で申込を受け付けた後、栃木県社会福祉協議会で審査を行いますので、審査の結果、貸付できない場合もあります。
- 総合支援資金の申込にあたっては、自立相談支援機関による支援を受ける必要があります。**
- お申込みの受付から貸付の実施まで、緊急小口資金は1～2週間程度、総合支援資金は3～4週間程度かかります。あらかじめご了承ください。
- 反社会的勢力(暴力団等)、生活保護受給世帯は貸付の対象外となります。

## 休業された方向け（緊急小口資金）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

### ■貸付上限額

10万円以内

※下記のいずれかに該当する場合は

20万円以内

- ・世帯員の中に新型コロナウイルス感染症の罹患者がいるとき
- ・世帯員に要介護者がいるとき
- ・世帯員が4人以上いるとき
- ・世帯員に休業した小学校等に通う子等の世話をを行うことが必要となった労働者がいるとき
- ・世帯員の中に個人事業主等がいること等のため、収入減少により生活に要する費用が不足するとき
- ・その他、特に資金需要があると認められるとき

### ■据置期間

1年以内

### ■償還期限

据置期間経過後2年以内

※償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します。

### ■貸付利子・保証人

無利子・不要

### ■申込に必要なもの

- ・本人の氏名・住所が確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）
- ・世帯全員分の住民票（マイナンバー記載不要、続柄記載、発行後3か月以内、コピー不可）
- ・収入が減少したことが分かる書類
- ・資金の振込先を確認できる通帳またはキャッシュカード
- ・銀行印

### ■申込先

住所を有する市町の社会福祉協議会

## 失業された方等向け（総合支援資金）※

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

### ■対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

### ■貸付上限額

- ・（2人以上の世帯）月20万円以内
- ・（単身世帯）月15万円以内

貸付期間：原則3月以内

### ■申込先

住所を有する市町の社会福祉協議会

### ■据置期間 1年以内

### ■償還期限

据置期間経過後10年以内

※償還期限を過ぎた場合、年3.0%の延滞利子が発生します。

### ■貸付利子・保証人 無利子・不要

### ■申込に必要なもの

- ・本人の氏名・住所が確認できる書類（原則として健康保険証。運転免許証等顔写真が貼付された証明書でも可）
- ・世帯全員分の住民票（マイナンバー記載不要、続柄記載、発行後3か月以内、コピー不可）
- ・収入が減少したことが分かる書類
- ・資金の振込先を確認できる通帳またはキャッシュカード
- ・銀行印

※借受人の申請により、当協議会会長が天災その他やむを得ない事情で支払いができないと認めるときには、償還金の支払いを一時猶予したり、免除することがあります。

生活福祉資金に関するご相談・お問い合わせは  
お住まいの市町社会福祉協議会へ

社協名	本所・支所	〒	所在地	電話番号
宇都宮市社会福祉協議会		320-0806	宇都宮市中央1-1-15 総合福祉センター内	028-636-1215
足利市社会福祉協議会		326-0064	足利市東砂原後町1072 総合福祉センター内	0284-44-0322
栃木市社会福祉協議会	本所	328-0027	栃木市今泉町2-1-40 保健福祉センター内	0282-22-4457
	大平支所	329-4415	栃木市大平町真弓1396 ふるさとふれあい館内	0282-43-0294
	都賀支所	328-0111	栃木市都賀町家中2357	0282-28-0254
	藤岡支所	323-1104	栃木市藤岡町藤岡810 藤岡公民館内	0282-62-5861
	西方支所	322-0604	栃木市西方町元1601-1	0282-92-8080
	岩舟支所	329-4315	栃木市岩舟町三谷1038-1	0282-55-2438
佐野市社会福祉協議会	本所	327-0003	佐野市大橋町3212-27 総合福祉センター内	0283-22-8100
	葛生支所	327-0525	佐野市あくど町3084 あくと保健センター内	0283-86-2940
	田沼支所	327-0323	佐野市戸奈良町1-1 田沼中央公民館内	0283-61-1139
鹿沼市社会福祉協議会		322-0043	鹿沼市万町931-1 総合福祉センター内	0289-65-5191
日光市社会福祉協議会	本所	321-2522	日光市鬼怒川温泉大原2-6	0288-25-3070
	今市支所	321-1292	日光市今市本町1 日光市役所内	0288-21-2759
	日光支所	321-1435	日光市花石町1942-1	0288-54-2143
	足尾支所	321-1524	日光市足尾町赤沢3-23	0288-93-0002
	藤原支所	321-2522	日光市鬼怒川温泉大原2	0288-25-7576
	栗山支所	321-2713	日光市黒部54-1	0288-97-1188
小山市社会福祉協議会		323-0827	小山市神鳥谷931-3 小山市役所神鳥谷庁舎1階	0285-22-9501
真岡市社会福祉協議会		321-4305	真岡市荒町110-1 総合福祉保健センター内	0285-82-8844
大田原市社会福祉協議会	本所	324-0041	大田原市本町1-3-1 大田原市役所A別館 1階	0287-23-1130
	黒羽支所	324-0233	大田原市黒羽田町848	0287-54-1849
	湯津上支所	324-0404	大田原市佐良土853 佐良土多目的交流センター内	0287-98-3715
矢板市社会福祉協議会		329-2161	矢板市扇町2-4-19 矢板市きずな館内	0287-44-3000
那須塩原市社会福祉協議会	本所	329-2705	那須塩原市南郷屋5-163 健康長寿センター内	0287-37-5122
	黒磯支所	325-0042	那須塩原市桜町1-5 いきいきふれあいセンター	0287-63-3868
	塩原支所	329-2924	那須塩原市那須塩原市中塩原1-2	0287-32-5216
さくら市社会福祉協議会	本所	329-1412	さくら市喜連川904 喜連川社会福祉センター内	028-686-2670
	氏家支部	329-1312	さくら市桜野1329 氏家福祉センター内	028-682-2217
那須烏山市社会福祉協議会	本所	321-0526	那須烏山市田野倉85-1 保健福祉センター内	0287-88-7881
	烏山支所	321-0626	那須烏山市初音9-7 社会福祉センター内	0287-84-1294
下野市社会福祉協議会		329-0414	下野市小金井789 保健福祉センター内ゆうゆう館内	0285-43-1236
上三川町社会福祉協議会		329-0617	上三川町上蒲生127-1	0285-56-3166
益子町社会福祉協議会		321-4217	益子町益子1532-5 福祉センター内	0285-70-1117
茂木町社会福祉協議会		321-3531	茂木町大字茂木1043-1 保健福祉センター元気アツッ館内	0285-63-4969
市貝町社会福祉協議会		321-3423	市貝町大字市塙1720-1 保健福祉センター内	0285-68-3151
芳賀町社会福祉協議会		321-3307	芳賀町祖母井南1-6-1	028-677-4711
壬生町社会福祉協議会		321-0214	壬生町大字壬生甲3843-1 保健福祉センター内	0282-82-7899
野木町社会福祉協議会		329-0101	野木町大字友沼5840-7 ホーフ館	0280-57-3100
塩谷町社会福祉協議会		329-2221	塩谷町大字玉生872 老人福祉センター内	0287-45-0133
高根沢町社会福祉協議会		329-1225	高根沢町大字石末1825 福祉センター内	028-675-4777
那須町社会福祉協議会		329-3215	那須町大字寺子乙2566-1 ゆめプラザ那須内	0287-72-5133
那珂川町社会福祉協議会	本所	324-0613	那珂川町馬頭560-1 馬頭総合福祉センター内	0287-92-2226
	小川支所	324-0501	那珂川町小川1065 小川総合福祉センター内	0287-96-4649

社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会

〒320-8508 宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内

TEL 028-622-0524